

ECOMAX 添加の揮発油税に関する報告書

1. 概要

ガソリンに燃料添加剤「ECOMAX」を添加した場合において、当該添加剤が揮発油税の課税対象となるか否かについて、東京国税局へ照会を行い、以下のとおり回答を得ましたので、ここに報告いたします。

2. 東京国税局からの回答要旨（通達）

・内容：

ECOMAX をガソリンに対して 1/1000～1/2000 の割合で添加する行為は、揮発油税基本通達第 10 条に規定された「製造として取り扱わない行為」に該当するとの見解を確認。

特に、第 10 条第 5 号「揮発油に微量の酸化防止剤等を添加して当該揮発油の品質を高める行為」に準じた扱いとされる。

したがって、当該添加行為は揮発油税の課税対象とはならない。

3. 通達詳細

・通知時刻：2025 年 7 月 8 日 15:33

・通知者：東京国税局 課税第二部 消費税課 諸税第三係 係長 小島 愛大 様

4. 発行元情報

2025 年 07 月 09 日

株式会社 Being

代表取締役 伊藤 宗樹